CO法はどこに？

対政府・資本要求の背景にあるもの

許されぬ、その蹂躙

要求つきつけ、責任追及

十一日の中央委員会で決定したCO要求をめぐって、谷端財務長（厚生部担当次長）はその要求のもつ重大性について語ったが、問題の本質にせまることだけに、その大要を紹介する。

再度打ち切りか

ついこの間、経過観察CO患者に対する治癒認定を強行したばかりの政府は、再度近く、こんどは九・二八CO患者（昭和四十二年九月二十八日の三川鉱坑内火災による被災患者で、総員三百人以上にのぼっている）と、宮浦鉱自然発火によるCO患者（昭和三十九年三月八日発生。被災五人）に対する〝治癒認定〟〝労災補償打ち切り〟を強行してくる動きを、見せている。問題はきわめて重大化している。

生活をどうする

さきに治癒認定を押しつけられ万田職能回復指導所で訓練を受けている、十九名のCO患者の生活をどうするか、という問題。

万田作業所で作業中のCO患者に対する、三井鉱山の就業規則押しつけに関する問題。つまり、有無をいわさぬ、終日労働の強制。さらには、アフターケアーや治療を受けねばならぬ患者に対する許すことのできない賃金カット。あるいは、昭和四十一年十一月政府によって労災補償を打ち切られた以降、川口幸太郎さんをはじめとした、入通院による治療継続中の患者に対する、〝私傷扱い〟強行。それは、これまでかろうじてつづけられてきた治療・生活権を奪うことを意味し、ひいては二年後に、当然クビ切ろうとするたくらみ以外ではなく、三池労組として、絶対に許されぬものである。

不可欠な要求

このような、絶対に許すことのできない情勢のなかで、政府・資本が、新たな攻撃をかけてきようとしているのが、ほかでもなく、九・二八と宮浦自然発火による被災CO患者である。

写真上は、次々にCO患者に非常な仕打ちを加えてくる会社に対する、はげしい抗議デモ。同下は鉱業所本館に座りこみ、「CO患者の夫や息子を、さあどうしてくれるのだ」と、転制につめよるCO患者家族。

とりあえず、このような深刻な情勢から、三池労組としては、政府と三井に対して、要求を提出することにした。（第二面の記事参照のこと）

行政指導は？

川口さんをはじめ、会社がその就業規則を適用すれば、CO特別措置法もそのことを規制している〝解雇〟は、避けられない。

CO特別法はまた、回復訓練やアフターケアーは充実しなければならないことを、指向しているのに、現実には単なるカラ約束。

そのほか、九・二八被災患者といい、また宮浦自然発火による患者といい、CO特別法によれば、当然すでに早くから補償されていなければならないはずの〝介護料〟もなく、さらには、事実職場復帰困難なことがハッキリしている患者が、当然長期給付こそ補償されなければならないのに、どしどし治癒認定を押しつけられてくる。

あるいは、再発した場合、法からしても、その申請は直ちに認められてしかるべきにもかかわらず、現実は、ほとんど不可能にちかく、かりに職場に復帰する患者にしてもその実態に応じ、時間短縮、労働条件など考慮すべきことを、CO特別法は保障している（第六条）のに、事実を見ながら会社は一律に就業規則を押しつけてくる。

許されぬ三井

こうした、CO特別法さえ踏みにじる政府の一貫した姿勢をよい口実に、三井鉱山は、自ら犯した責任をとるどころか、そのまっ殺さえはかってくる。許されることではない。

組合は、この要求をもって、あくまで政府・三井の責任を追及し同時に、反合理化闘争を強化し、闘ってゆくべきである。

この大会のアピールで〝運動の輪をひろげ、老後の保障をかちとりましょう〟と強くよびかけ――私たち高令者は、あの残酷な戦火をくぐりぬけ、戦後の窮乏の中から、工場や、役所や、学校、商店で生命がけで働きつづけ、子供を一人前の社会人に育ててきました。その私たちの今ののぞみは、子供や孫たちと遊び、笑い、時には怒り、毎日うっすらと汗ばむくらい楽しく働き、病気の時には誰にも気がねなく医者にかかれ、ときたま若い連中と一杯やる。そしてみんなが幸せになるために、そんな運動の手助けをする。そんなささやかな生活がねがいです。

・定年制の延長、退職金の大幅引上げ、生活のできる年金を
・安心して医者にかかれる老人無料医療制度の確立
・高令者のための仕事と住居の保障

大会は右の三項目を満場破れるばかりの拍手で採択。

日本の保障制度は欧州からすれば、二十年もたちおくれているといわれている。

一国の政治を司どる大臣が言う「老人に金をつかうのは、枯木に水をやるようなものだ」と。

激しい怒りを覚えたのは、一人だけではあるまい。

いまの日本の状態は空恐ろしくうら悲しいことである。

老後と働くなかまの、いのちとくらしと権利を守る運動をくり拡げ、前進させなければならない。

―日本の老人、子どもをみてもらえば、日本の文化水準がわかりますよ…と、胸を張って言える―

その日のために明日はある。

明日のために、老人も

健康で安心できる老後をつくる福岡県大集会に参加して…

退職者　高　椋　竜　生

三月十日、福岡市民会館大ホールで行われた〝健康で安心できる老後をつくる福岡県大集会〟に参加した。

しわにくい入る日に燃けた額に鉢巻をしめた老人、老人、老人。

その老人が……

「老人対策に関心の薄い若い人たちこそ、いまのうちに老人対策を問題にし、この運動に参加すべきである。青年もやがて老人になる。その時では遅い。孫子の末まで、この老人の苦しみや悲しみを味あわせたくない」、としみじみ述懐していた。

その国の文化の水準を見ようとするなら、博物館や美術館を見ただけではわからぬ、先ずその国の青少年たちがどのような考えをもち、どのような生活をしているかでわかる。

さらに老人は叫ぶ――

「じじ（八十才ぐらい）とばばのくらしですが、くるしくなるばかり。石炭を商ってくらしをたてている。ひとり息子が戦死。この先どうして生きていくか心配…」

「私は年金十二万円と、月二万五千円の内職くらし。食うだけがやっと。この上病気でもしたら…」

「テレビの番組に、もっと老人向けのものが欲しい」

「私（七十二才）の家は子どもが二人高卒。一人は自衛隊へ。一人はブルを運転中転覆下敷となり死亡」。会社から百万円。災害年金十万円。そのために老令年金をうち切られた……」

「ある日たずねてみたら、一人ぐらしの老人は一升びんを枕に死んでいた……」

「家内が入院。自分は身体障害者。このような老人に家を……」

どの一つをみても、老人のせつない溜息と悲哀がこもっている。

――こんなつぶやきをもらす人もあるという。

「明日の朝も、太陽がおがめるだろうか」

と―（九・一五全国大集会アピールから）

一方、すでに大阪府吹田市では寝たきり老人（六十五才以上）に医療無料が実施された。

福岡県においても県民のつきあげにより、亀井県政から、七十才以上の老人の医療無料の実施をかちとった。

主張

CO闘争の成果を継承して闘おう

三月一日労働省は、一時経過観察CO患者のうち二十三名にたいして、治癒認定による労災補償打ち切りを強行し、その後、一年間は休業の補償もなく、訓練手当として一日五百五十円という僅かな金額で、万田職能回復指導所において訓練を行なうというものであった。

三井鉱山はこれら治療を打ち切られた患者については、解決一時金として、百八十万円を組合に一括支給することによって、今後の闘いを封じこめよう、とのねらいで提案してきたのである。

なお、すでに障害認定をうけた七百四十六名については、CO中毒患者ではないという宣伝を行ないながら、CO特別措置法に定められたCO中毒被災者としての時間短縮、作業の転換等の規制をふみにじり、四月三日以降は年金受給を受けるような重傷者の作業時間を、四時間から八時間に変更するとともに、長期にわたって休業療養しなければならぬ患者については、就業規則を強要し、四月一日より起算して二・五年後には自動的に解雇するという不当、不法な圧制をかけてきている。

この暴挙に対して、三池労組は「前収補償」「完全治療」「解雇制限」の三つの基本的な要求にたって、数回にわたる対会社交渉を行なってきたが、何等の前進をみることなく、四月十二日に到ってCO中毒患者、ならびにその家族たちが、会社の不当な仕打ちにたいしいたたまらず、本社に抗議行動をおこすという結果となった。にもかかわらず、会社は頑強に要求を拒否しつづけているのである。

CO闘争九年の経過をふりかえるとき、われわれは、労働者階級の反合理化闘争の主体性の不十分さから、ときどきの条件のもとで容認できないまま妥協せざるを得ない破目を受けてきたところである。今次CO闘争をすすめるに当って三井資本の構えは、(1)第五次石炭産業合理化のさきがけとして三千人二万トン体制を具体的に推進する。(2)そのため、シールド自走枠、コンピューターの導入による労働力の再編成をめざす少数精鋭主義から派生した労働者のスクラップ化を意図したものであり、(3)従来の炭鉱産業が労働力集約した企業としての内容を、知識集約産業へ質的転換をもとめるとき、CO中毒患者の存在は、大いに障害になっていることなど、人間尊重、温情主義などの装いを捨てて政府と一体になって、障害認定をもってCO問題は終ったというマス・コミを背景にしながら、CO中毒患者の強制就労によるマッ殺をねらってきているといえよう。

しかし、三千人二万トン体制の矛盾は、CO中毒患者の今日的悲惨さだけに限られているものではない。職場においても、シールド自走枠導入による配置転換による賃金の切り下げ、公休残業の削減による減収のみならず、四山鉱における熱中症の頻発にみるごとく労働災害は続発しているし、生産性向上運動の矛盾はますますたかまっているといわねばならない。

よって、組合員一人ひとりが、請負給作業の転換、条件増による誘惑や、マス・コミに動揺することなく、五人組活動による思想性をたかめ、〝低抗なくして、安全なし〟ということをあらためて確認し、諸々の要求や不満が増大するなかで、職場を土台にして、新労組員を含めた大衆運動の組織化に成功し、三井資本にせまる闘いをおこすとともに、生命を守る反合理化闘争として歴史的な階級的成果をもっているCO闘争を発展継承する重大なときにきている。

合理化春闘といわれる七〇年代の労働運動の先駆的役割をもつ三池労働者としての前進のため、すべての英智と情熱をもって決起しよう。